

# 12月1日から適用

**国**土交通省は、設計・コンサルタント業務などでのダンピング(過度の低価格落札)防止を目的に「建設コンサルタント業務などにおける低入札対策」を来月1日から実施する。ただ、今回は将来的に設計・コンサル業務への低入札調査制度導入を視野に入れていることから、低価格による受注に係る業務の履行状況把握が主な目的としている。

そのため、適用期限を平成16年12月1日～平成18年3月31日までの指名通知を行う競争入札方式と定めた。また、その後の調査結果を基に、低入札調査制度の早期導入を図る考えだ。

調査概要は、業務履行体制などの調査(全業種対象)、現場責任者の特定(測量・地質調査業務対象)、現場作業状況の調査(測量・地質調査業務対象)、照査状況の調査(土木設計業務のうち照査技術者が定めた業務対象)、土木設計業務における重点的検査(土木設計業務のうち照査技術者が定められた詳細設計業務対象)の5項目。さらに、全業種に技術力を評価するプロポーザル方式の導入促進を図る。いずれも業務着手前に品質を担保する対策。

対象は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の5業種。そのうち、予定価格が

1000万円を超える指名競争入札により、予定価格の70%を下回って入札された業務。

一方、同様の取組みは、すでに関東や近畿地方整備局などでは、実施されている。しかし、同省は増加傾向にある設計・コンサル業務でのダンピングに歯止めをかけるべく、同対策を11月1日付けで各地方整備局へ改めて通知した。

国地契第24号  
国官技第140号  
国営整第85号  
国総国調第77号  
平成16年11月1日

各地方整備局総務部長 あて  
各地方整備局企画部長 あて  
各地方整備局営繕部長 あて  
各地方整備局用地部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長  
国土交通省総合政策局国土環境・調整課長

建設コンサルタント業務等における低価格による受注に関する調査等  
について（通知）

近年、建設コンサルタント業務等の請負契約を締結する場合の競争入札において、低価格による受注の増加傾向が認められることにかんがみ、今般、下記のとおり調査等を試行することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

記

1. 目的

低価格による受注に係る業務の履行状況を把握し、成果物の品質の確保に資することを目的とすること。

2. 対象業務

この取扱いは、次に掲げる業務（港湾空港関係事務に係るものを除き、その予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）で指名競争に付するもののうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たないものを対象とすること。

- ① 測量
- ② 建築関係建設コンサルタント業務
- ③ 土木関係建設コンサルタント業務
- ④ 地質調査業務
- ⑤ 補償関係コンサルタント業務

3. 入札参加者への周知

(1) この措置の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を現場説明書（特記仕様書）に記載することにより、入札参加者に周知すること。

- ① 落札価格が基準価格を下回ったときは、低価格による受注に係る落札価格、業務履行体制及び業務履行状況について調査等を行うこと。

- ② ①の場合においては、請負者は、事後の調査に協力されたいこと。
- ③ 測量及び地質調査業務においては、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として現場責任者を定められたいこと。
- (2) (1)の記載は、別表の記載例によること。

#### 4. 調査等の実施

調査等の項目、時期及び方法は、次の表のとおりとすること（別紙参照）。

項目	時期	方法
対象業務である旨の通知	低価格による受注により対象業務が生じた場合において契約を締結した後	<p>地方整備局長又は事務所長が契約締結後速やかに請負者に対し「低価格受注調査等対象業務通知書」（様式1）によりその旨を通知するとともに、次の①から⑥までに掲げる資料（以下「作成依頼資料」という。）の作成及び提出を依頼すること。</p> <p>① 当該価格で入札した理由（様式2）</p> <p>② 入札金額の積算内訳（様式3）</p> <p>③ 業務実施体制（様式4）</p> <p>④ 手持業務の状況（様式5）</p> <p>⑤ 配置技術者名簿（様式6）</p> <p>⑥ 過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者（様式7）</p>
落札価格及び業務履行体制の調査	業務着手時	原則として、総括調査員等が請負者の支店長、営業所長等及び管理技術者等から作成依頼資料に関する説明の聴取を行うこと。
業務履行状況の調査	業務履行中の時点	（対象業務共通） 総括調査員等が請負者の管理技術者等から業務履行状況に関する説明の聴取を行うこと。
現場作業状況の調査（測量及び地質調査業務に限る。5. の表(3)において同じ。）	業務履行中の時点	（測量・地質調査業務） 総括調査員等が必要に応じて立会いを行い、次に掲げる事項を確認すること。 ① 業務計画書等に照らして現場作業が適切に実施されているかどうか。 ② 現場責任者が適切に作業を実施しているかどうか。
照査状況の調査（土木設計業務で、土木設計業務等委託契約書（平成7年6月30日付け建設省厚発第26号）第11条第1項の規定	業務の完了検査時	検査職員が照査技術者からの照査報告書に関する報告の聴取により、照査が設計図書に従い適切に実施されているかどうかを確認すること。

<p>に基づき設計図書において照査技術者を定めることが定められているものに限る。5. の表(3)において同じ。)</p>		
--	--	--

(注1) 「総括調査員等」とは、次に掲げる者をいうこと。

- ① 測量における総括監督員及び主任監督員（これらに相当する者として契約書、仕様書等において定められた者を含む。③及び④において同じ。）
- ② 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務における次に掲げる者
  - イ 建築設計業務及び土木設計業務等における総括調査員及び主任調査員（地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（平成11年4月1日付け建設省厚契第31号）第5第1項に規定する総括調査員及び主任調査員をいう。）
  - ロ 建築工事監理業務における総括調査員及び主任調査員（建築工事監理業務委託共通仕様書（平成13年2月15日付け国営技第6号）1. 2第3項に規定する総括調査員及び主任調査員をいう。）
  - ハ その他イ及びロに掲げる者に相当する者として契約書又は仕様書において定められた者
- ③ 地質調査業務における総括監督員及び主任監督員
- ④ 補償関係コンサルタント業務における総括監督員及び主任監督員

(注2) 「管理技術者等」とは、次に掲げる者をいうこと。

- ① 測量における主任技術者（これに相当する者として契約書又は仕様書において定められた者を含む。③において同じ。）
- ② 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務における次に掲げるもの。
  - イ 建築設計業務における管理技術者（建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日付け建設省厚発第37号）第15条第1項に規定する管理技術者をいう。）
  - ロ 建築工事監理業務における管理技術者（建築工事監理業務委託契約書（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）第9条第1項に規定する管理技術者をいう。）
  - ハ 土木設計業務等における管理技術者（土木設計業務等委託契約書（平成7年6月30日付け建設省厚契第26号）第10条第1項に規定する管理技術者をいう。）
  - ニ その他イ、ロ及びハに掲げる者に相当する者として契約書又は仕様書において定められた者
- ③ 地質調査業務における主任技術者
- ④ 補償関係コンサルタント業務における主任担当者（これに相当する者として契約書又は仕様書において定められた者を含む。）

(注3)「業務計画書等」とは、次に掲げるものをいうこと(5.の表(2)において同じ。)

- ① 測量における業務計画書(これに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたものを含む。)
- ② 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務における次に掲げるもの
  - イ 建築設計業務における業務計画書(公共建築設計業務委託共通仕様書(平成15年3月31日付け国営建第157号)3.5第1項に規定する業務計画書をいう。)
  - ロ 建築工事監理業務における業務計画書(建築工事監理業務委託共通仕様書3.9第1項に規定する業務計画書をいう。)
  - ハ 土木設計業務等における業務計画書(設計業務共通仕様書(平成7年9月25日付け建設省技調発第123号)第1111条第1項に規定する業務計画書をいう。)
  - ニ 電気通信施設設計業務における業務計画書(電気通信施設設計業務共通仕様書(案)(平成14年3月22日付け国技電第65号)第1111条第1項に規定する業務計画書をいう。)
  - ホ その他イからニまでに掲げるものに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたもの
- ③ 地質調査業務における調査計画書(これに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたものを含む。)
- ④ 補償関係コンサルタント業務における作業計画

## 5. 連絡

本局の担当課長又は事務所長は、次の表の中欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に掲げるところにより、速やかに企画部技術管理課及び本局関係各課(契約課及び営繕関連業務にあつては技術・評価課、用地関連業務にあつては用地第一課をいう。以下5.において同じ。)に連絡すること。企画部技術管理課においては、資料を集計・整理し、整理した情報を本局の担当課長及び事務所長並びに本局関係各課に供与すること。

(1)	対象業務が生じたとき	対象業務が生じた旨を、「低価格受注調査等対象業務発生連絡書」(様式8)に予定価格調書及び入札調書を添付して、連絡すること。
(2)	落札価格及び業務履行体制の調査を行ったとき	調査結果を、次に掲げる資料を添付して連絡すること。 ① 作成依頼資料 ② 業務計画書等
(3)	業務の完了検査をしたとき	次に掲げる資料を送付すること。 ① 業務履行状況の調査、現場作業状況の調査又は照査状況の調査を実施したときは、その結果 ② 業務成績評定表 ③ 評定点集計表

(注1)「業務成績評定表」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領(平成14年6月28日付

- け国営建第49号)別記様式第1に規定する「建築設計委託業務成績評定表」
- ② 地方整備局委託業務等成績評定要領(平成14年9月5日付け国官技第142号)別記様式第1に規定する「委託業務等成績評定表」
  - ③ 用地調査等請負業務成績評定表
- (注2)「評定点集計表」とは、次に掲げるものをいうこと。
- ① 「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」(平成14年6月28日付け国営計第44号、国営建第51号、国営設第32号)別添の採点表(集計表)
  - ② 「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」(平成14年9月5日付け国官技第143号)の参考(考査基準)10.に規定する「評定点集計表」
  - ③ 地方整備局用地調査等請負業務成績評定表に係る考査基準の「評定点集計表」

#### 6. 土木設計業務(詳細設計業務)における重点的検査

土木設計業務(土木設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき設計図書において照査技術者を定めることが定められているものに限る。)のうち詳細設計業務においては、必要に応じて成果物の検査を重点的に行うこと。

#### 7. 適用

- (1) この通知は、平成16年12月1日から平成18年3月31日までの間に指名の通知を行う競争入札方式について適用すること。
- (2) この通知の適用の際現に効力を有する建設コンサルタント業務等における低価格による受注に関する調査等に関する措置で地方整備局において定められたものは、平成17年3月31日までの間(当該期間内に当該措置が廃止されたときは、当該廃止の日までの間)に限り、この通知にかかわらず、当該措置によることができること。

#### 別表(3. 関係)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等を行うので、協力されたい。</li><li>② (測量又は地質調査業務の場合)①の調査等に当たり、請負者は、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定められたい。</li></ul> |
|---|

様式1 (4. 関係)

低価格受注調査等対象業務通知書

文書番号  
平成〇年〇月〇日

住所  
落札者の商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長 (〇〇事務所長)

平成〇年〇月〇日に落札となった〇〇〇〇業務については、低価格による受注に関する調査等の対象業務となりましたので、同調査に御協力いただきたく、通知します。

については、次に掲げる資料を作成し、平成〇年〇月〇日までに提出してください。

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札金額の積算内訳
- ③ 業務実施体制
- ④ 手持業務の状況
- ⑤ 配置技術者名簿
- ⑥ 過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

[注] 提出期限は、原則として通知の日から7日以内とすること。

様式2 (4. 関係)

当該価格で入札した理由

当該価格で入札した理由

〔注〕手持業務の状況、手持機器等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績、保有する技術者の状況、再委託会社の協力等の観点から記載すること。

様式3 (4. 関係)

入札金額の積算内訳 (標準記載例)

業務名称							
設計書コード							
項目	工種	種別	細別	単位	数量	金額	備考
直接業務費	直接人件費						
	直接経費						
間接業務費	技術経費						
	業務管理費						
一般管理費等	一般管理費						
	付加利益						
業務価格							
消費税相当額							
業務費							

〔\*〕 測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあっては設計数量総括表等に対応する内訳を記載すること。

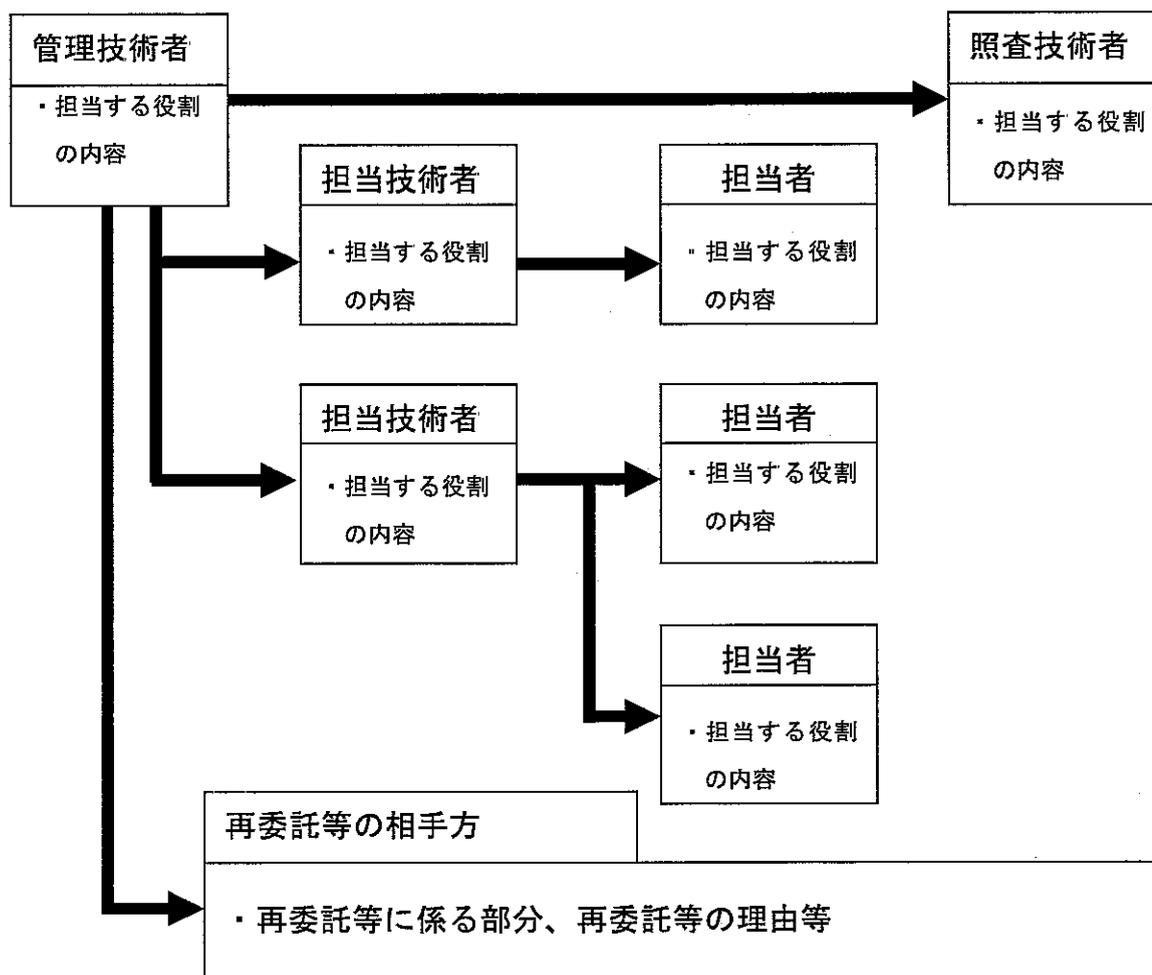
〔\*〕 建築関係建設コンサルタント業務の積算内訳項目は、直接人件費、諸経費（直接経費及び間接経費）、技術経費、特別経費、業務価格、消費税相当額、業務費とする。

〔注〕 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付すること。

様式4 (4. 関係)

業務実施体制 (標準記載例)

区分	氏名	役職・部署	担当する役割の内容	備考
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				



[注1] 配置する技術者の役割を分担させたときは、それぞれの配置する技術者の役割を、体制図として記載すること。また、契約書に基づき再委託等をするときは、再委託等の相手方の商号又は名称、再委託等に係る部分、再委託等の理由等について記載すること。

[注2] 測量及び地質調査業務においては、現場作業における技術上の責任者を有する者として定めた「現場責任者」が誰であることを明記すること。

[注3] 技術者の区分及び体制図は業務に応じて適宜記載すること。

様式5 (4. 関係)

手持業務の状況

( 技術者) (氏名: )

業務名	発注機関	履行期間	契約金額

[注] 配置する技術者ごとに作成すること。

様式6 (4. 関係)

配置技術者名簿 (標準記載例)

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				
担当者				

〔注1〕 測量及び地質調査業務においては、配置する技術者のうち現場作業における技術上の責任者を有する者として定めた「現場責任者」が誰であることを明記すること。

〔注2〕 技術者の区分は業務に応じて適宜記載すること。

様式7 (4関係)

過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

( 技術者) (氏名: )

業務名	発注機関	履行期間	契約金額

〔注〕過去〇年間の実績のうち主要なものについて配置する技術者ごとに記載すること。

様式 8 ( 5. 関係 )

低価格受注調査等対象業務発生連絡書

部課名 (事務所名)			
平成	年	月	日

業務名称				
設計書コード				
予定工期	平成 年 月 日まで			
業務種別				
契約方式				
入札日	平成 年 月 日			
入札参加業者数	○業者			
基準価格に満たない入札に係る入札参加者数	○業者			
最低入札業者名 (落札業者名)				
予定価格 (A)	(税別)			
落札価格 (B)	(税別)			
(B) / (A)				
予定価格の算出根拠	<input type="checkbox"/> 大半が標準歩掛り	<input type="checkbox"/> 標準歩掛と見積りが同程度	<input type="checkbox"/> 大半が見積り	<input type="checkbox"/> その他 ( )
契約日 (予定)				
担当課・担当係	(マイクロ )			
備考				

[注] 予定価格調書及び入札調書を添えて企画部技術管理課及び本局関係各課に連絡すること。

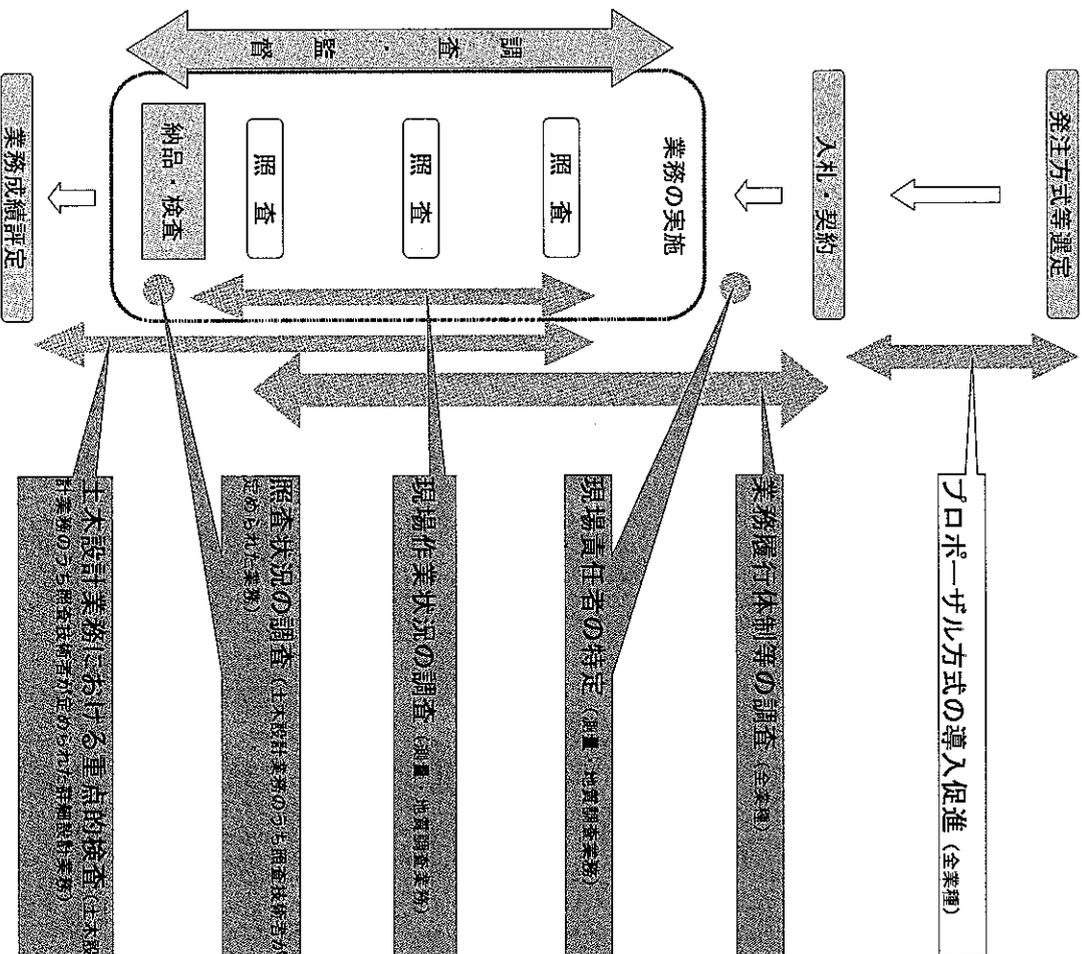
## 別紙

## 低価格受注調査等の手続

時期	事項	担当課等	提出書類等
公示等	現場説明書(特記仕様書)への周知事項の記載	総務部契約課又は事務所経理課等(本局又は事務所の業務担当課)	
契約締結後	①対象業務である旨の通知 ②資料作成依頼	局長又は事務所長→請負者	低価格受注調査等対象業務通知書(様式1)
	対象業務の発生の連絡	本局の担当課長又は事務所長→企画部技術管理課・本局関係各課	① 低価格受注調査等対象業務発生連絡書(様式8) ② 予定価格調書 ③ 入札調書
対象業務である旨の通知の日から7日以内	作成依頼資料の提出	請負者→局長又は事務所長	作成依頼資料(様式2から様式7まで)
業務着手時	落札価格及び業務履行体制の調査	総括調査員等→支店長、営業所長等及び管理技術者等	
		本局の担当課長又は事務所長→企画部技術管理課	① 調査結果 ② 作成依頼資料(様式2から様式7まで) ③ 業務計画書等
業務履行中の時点	業務履行状況の調査	総括調査員等→管理技術者等	
	現場作業状況の調査(測量及び地質調査業務)	総括調査員等→現場責任者	
業務の完了検査時	照査状況の調査(照査技術者が定められた業務)	検査職員→照査技術者	
業務完了検査後	資料の送付	本局の担当課長又は事務所長→企画部技術管理課	① 調査結果 ② 業務成績評定表 ③ 評定点集計表

# 建設コンサルタント業務等における低入札対策

平成16年11月



## ●低価格による受注に関する調査

- ・目的：低価格による受注に係る業務の履行状況を把握し、成果物の品質の確保に資することを目的とする。
- ・対象：予定価格が1,000万円を超える指名競争に付する業務のうち、基準価格（予定価格の70%）を下回る入札が行われた業務
- ・適用：平成16年12月1日から平成18年3月31日までの間に指名通知を行う競争入札方式に適用

### ・調査概要

1. 業務履行体制等の調査（全業種）  
業務着手時に、原則として、落札価格及び業務履行体制について資料（積算内訳書、業務実施体制図等）等に基づき聴取を行う。また業務履行中に業務履行状況について聴取を行う。
2. 現場責任者の特定（測量・地質調査業務）  
配置予定技術者の中から「現場責任者」を定め発注者に通知。
3. 現場作業状況の調査（測量・地質調査業務）  
必要に応じ、現場作業が適切に行われているか立会いにより確認。
4. 照査状況の調査（土木設計業務のうち照査技術者が定められた業務）  
完了検査時に照査が適切に実施されているか照査技術者から聴取を行う。
5. 土木設計業務における重点的検査（土木設計業務のうち照査技術者が定められた詳細設計業務）  
重要構造物の詳細設計等において成果等の重点的検査を実施。

## ●プロポーザル方式の導入促進

技術力を評価するプロポーザル方式を一層活用(全業種)

(参考)建設コンサルタント業務等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務